

(箱根登山鉄道株式会社線の連絡運輸区域変更等に伴う改正)

現 行					改 正				
別表 (別冊)					別表 (別冊)				
(前略)					(前略)				
(243) 箱根登山鉄道株式会社線					(243) 箱根登山鉄道株式会社線				
規則別表					規則別表				
連絡会社名	經由運輸機関名 及び区間	接続駅	乗車券類の種別	特殊取扱事項	連絡会社名	經由運輸機関名 及び区間	接続駅	乗車券類の種別	特殊取扱事項
箱根登山鉄 道株式会 社 線	東日本・東海・ 西日本旅客鉄 道会社線	東海道本線 小田原	片、往、続、勤定、学 定、団		箱根登山鉄 道株式会 社 線	東日本旅客鉄 道会社線	東海道本線 小田原	片、往、続、勤定、学 定、団	
		小田急電鉄線 新宿・小田原 間	山手線 新宿	勤定、学定			同	同	小田原
	登戸・小田原 間	南武線 登戸	同		同	同	南武線 登戸	同	
	町田・小田原 間	横浜線 町田	同		同	同	横浜線 町田	同	
	厚木・小田原 間	相模線 厚木	同		同	同	相模線 厚木	同	
	海老名・小田 原間	同 海老名	同		同	同	同 海老名	同	

現 行	改 正
(以下略)	(以下略)

附則

この通達は、令和4年10月1日から施行する。